

平成30年

# 上砂川町議会議録

第3回 定例会

上砂川町議会

## 上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

### 平成30年第3回定例会

#### 第1号(9月19日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	3
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
諸般の報告	4
吉川 洋の空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告	4
例月出納検査結果報告(5・6・7・8月分)	4
町長行政報告	4
教育長教育行政報告	6
同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて(同意)	7
議案第20号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について	7
議案第21号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	8
議案第22号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算(第3号)	9
認定第1号 平成29年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について	13
認定第2号 平成29年度上砂川町水道事業会計決算認定について	13
決算特別委員会設置及び付託について	14
報告第4号 平成29年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について(報告済)	15
休会について	16
散会の宣告	16

#### 第2号(9月21日)

議事日程	19
会議録署名議員	19
開議の宣告	19
会議録署名議員指名について	19
一般質問	19
高橋成和	19

福祉課長	山崎 数浩	.....	20
小澤	一文	.....	21
総務課長	米田 淳一	.....	22
福祉課長	山崎 数浩	.....	23
教育次長	斉藤 琢也	.....	24
吉川	洋	.....	24
総務課長	米田 淳一	.....	25
伊藤	充章	.....	26
企画課長	浅利 基行	.....	26
議案第20号	上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について（原案可決）	.....	27
議案第21号	上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について （原案可決）	.....	27
議案第22号	平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）（原案可決）	.....	27
調査第3号	所管事務調査について（許可）	.....	28
派遣第2号	議員派遣承認について（承認）	.....	28
閉会の宣告		.....	28

出席議員

議席 番号	氏 名	3 定	
		9.19	9.21
1	小 澤 一 文	○	○
2	越 前 等	○	○
3	伊 藤 充 章	○	○
4	吉 川 洋	○	○
5	数 馬 尚	○	○
6	堀 内 哲 夫	○	○
7	横 溝 一 成	○	○
8	高 橋 成 和	○	○
9	大 内 兆 春	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	3 定	
		9.19	9.21
町 長	奥 山 光 一	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	内 野 博 之	○	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○	○
企 画 課 長	浅 利 基 行	○	○
建 設 課 長	佐 藤 康 弘	○	○
技 師 長	三 原 浩 明	○	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○	○
福 祉 課 長 地域支援推進室長	山 崎 数 浩	○	○
税 務 出 納 課 長	西 村 英 世	○	○
教 育 次 長	斉 藤 琢 也	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	3 定	
		9.19	9.21
議 会 事 務 局 長	内 野 博 之	○	○
書 記	佐 藤 友 歌	○	○

平成 30 年

上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 1 日）

9 月 19 日（水曜日）午前 10 時 00 分 開 会  
午前 11 時 02 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について  
第 2 会期決定について  
9 月 19 日～9 月 21 日  
3 日間  
第 3 諸般の報告  
1) 議会政務報告  
2) 空知中部広域連合議会第 2 回定例会結果報告（吉川議員）  
3) 例月出納検査結果報告（5・6・7・8 月分）  
第 4 町長行政報告  
第 5 教育長教育行政報告  
第 6 同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
※ 同意第 3 号は、即決とする。  
第 7 議案第 20 号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について  
第 8 議案第 21 号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について  
第 9 議案第 22 号 平成 30 年度上砂川町一般会計補正予算（第 3 号）  
※ 議案第 20 号～第 22 号は、提案理由・内容説明までとする。  
第 10 認定第 1 号 平成 29 年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について  
第 11 認定第 2 号 平成 29 年度上砂川町水道事業会計決算認定について

※ 認定第 1 号・第 2 号は、認定に付すべき理由・内容説明までとし特別委員会に付託。

- 第 12 決算特別委員会設置及び付託について  
第 13 報告第 4 号 平成 29 年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について

---

○会議録署名議員

6 番 堀 内 哲 夫  
7 番 横 溝 一 成

---

◎開会の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。  
定例会開会に先立ちまして、9 月 6 日未明に発生いたしました胆振東部地震におきまして亡くなられた多くの方々のご冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思います。皆様、ご起立願います。

黙 祷。

〔黙 祷〕

○議長（大内兆春） 黙祷を終わります。ご着席ください。

ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 30 年第 3 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前 10 時 00 分）

---

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、堀内議員、7番、横溝議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

◎会期決定について

○議長（大内兆春） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの3日間をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月21日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

---

◎諸般の報告

○議長（大内兆春） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しておりますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、空知中部広域連合議会第2回定例会結果について報告を求めます。吉川議員。

○4番（吉川 洋） 空知中部広域連合議会について。

標記の件につき、平成30年空知中部広域連合議会第2回定例会が開催されましたので、ご報告をいたします。

日時、平成30年8月21日午前10時より。

場所、空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室。

議件、議案第1号 空知中部広域連合介護保険被保険者の利用負担金の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分承認を求めることについて、認定第1号 平成29年度空知中部広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成29年度空知中部広域連合介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成29年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成29年度空知中部広域連合障害支援事業会計歳入歳出決算の認定について、議案第2号 平成30年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第1号）、議案第3号 平成30年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算（第1号）、議案第4号 平成30年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算（第1号）、議案第5号 平成30年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算（第1号）、議案第6号 空知中部広域連合介護保険総合条例の一部を改正する条例、選挙第1号 空知中部広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について。

結果でございますが、慎重審議の結果、各意見とも全会一致、原案のとおり可決をされましたので、報告といたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書5、6、7、8月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎町長行政報告

○議長（大内兆春） 日程第4、町長の行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします平成30年第2回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議等につきましては、お手元に配付の報告書のとおりでありますので、お目通し願います。そのほか台風21号及び北海道胆振東部地震による災害状況について報告をさせていただきます。

冒頭ではございますが、このたびの胆振東部地震において犠牲となられました多くの皆様、また今なお避難所生活を余儀なくされるなど被災された多くの皆様に心よりご冥福とお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

初めに、台風21号による被害状況でございます。強い勢力を維持したまま9月4日から5日にかけて北海道の日本海側を北上、気象庁によると暴風警報の発令の可能性が高いとされておりましたので、4日午前9時に災害対策本部を設置し、公共施設を含め暴風雨による飛散防止対策を講じる一方、小中学校においては5日の登校時間を2時間おくらせるなどの対応をしたところでございます。9月4日午後6時34分に暴風警報が発令され、5日の午前3時ごろより暴風雨となり、早朝より町内を巡回し、被害状況の確認を行い、その結果倒木4本のほか、空き家1軒及び最終処分場、医療センターの屋根のトタンが剥がれるなどの被害を確認したところでございます。また、この倒木により浄水場への管理道路で送電線及び電話線が切断されるなど、一時浄水場は停電と電話が不通となりましたが、短時間で復旧いたしましたので、断水等には至っておりませんでした。

次に、胆振東部地震についてであります。9月6日午前3時8分ごろ、胆振地方を震源地とする北海道で初めて震度7を観測した地震が発生し、本町においては午前3時8分ごろに震度3を、午前6時11分ごろには震度2を観測しております。地震発生後直ちに防災担当であります総務課及び

建設課などの職員が登庁し、災害対策本部を設置し、非常配備態勢をとり、町内の被害状況を把握するため、管理職により町内を巡回、さらに夜明けとともに再度町内の巡回を行い、人的、建物、道路や、さらに土砂崩れなどの被害はなかったものの、地震発生と同時に停電、いわゆるブラックアウトとなったところであります。

役場庁舎も停電となり、停電の復旧のめどや地震の影響等の情報収集もできない状況となったことから、夜明けを待ち、耐震化が施されている町民センター、中央ふれあいセンター、鶉本町生活館に発電機などを配備し、一時避難所を開設、不安のある方に自主避難の呼びかけを行ったところであります。また、災害弱者である要支援者など、町で把握している方の安否や不安解消のため、個別に電話や直接自宅訪問などを行い、無事を確認、さらに在宅で電気による呼吸器を使用している方が1名おりますので、停電によるバッテリーの維持に不安があることから、消防本部と協議の上、砂川市立病院へ緊急搬送しております。停電につきましては、6日の午後1時過ぎに中央地区の役場及び消防庁舎周辺と朝駒地区が復旧いたしました。それ以外の地域につきましては7日の午後10時過ぎから順次復旧し、午後10時50分までに全地域復旧をしております。

停電による影響ではありますが、初めに役場庁舎においては住民票など諸証明関係事務が電算処理をしていることから、発電機により電源確保を行い、窓口業務に支障が出ないよう対応したところであります。浄水場につきましては、前日の台風同様、自家発電により給水を行い、断水とならぬよう24時間体制で対応に当たり、水道水の供給確保を図ったところであります。小中学校の対応につきましては、6日、7日を臨時休校とし、10日は給食の提供ができないことから午前授業、11日より通常どおりの授業を再開しております。保育園は、6日は通常どおり開園いたしました。7日は臨時休園とし、10日と11日は給食の提供がで

きないことから弁当持参などで開園をしております。そのほか、停電により下水道のマンホールポンプが停止していることから、水洗トイレが使用できるように衛生のバキューム車によるくみ取り作業を行い、汚水流出を防いでおります。また、停電により携帯電話等の充電ができないため、6日は町民センターと鶉本町生活館で、7日はそのほかに下鶉生活館、ふらっと、役場庁舎で充電サービスを実施したところであります。

避難所の状況ですが、中央ふれあいセンターと鶉本町生活館については避難者がいなかったことから、日没を考慮し閉鎖、電気が復旧している町民センター1カ所に集約し、6日には4世帯10人が、7日には3世帯8人が自主避難をしておりましたが、電気の復旧を確認し、8日の午前8時45分に避難所を閉鎖しております。なお、この避難所の設置等につきましては、町広報車により住民周知を行ったほか、各町自治会長会議を開催し、状況説明を行っております。

公共交通機関である中央バスにおいては、停電により本町のみならず滝川市、砂川市内の全ての信号機が停止していることから、安全確保のため全面運休となりましたので、各停留所に運休のお知らせの張り紙をするなどにより周知をしたところであります。

終わりに、被災地への職員の派遣につきましては、北海道と市長会、町村会との相互協定に基づき派遣要請がありましたので、14日に厚真町へ職員2名を、そのほか社会福祉協議会から1名が15日から17日までの3日間安平町に出向き、被災地支援の業務に当たったところであります。そのほか、現在確認がとれている段階で町民2名の方が自主的にボランティア活動に参加されたというふうに聞き及んでおります。

また、今回の台風21号及び胆振東部地震におきましては、福井市鶉地区より災害支援の申し出もありませんでしたことを申し添え、町長行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で町長の行政報告を終わります。

---

#### ◎教育長教育行政報告

○議長（大内兆春） 日程第5、教育長の教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政報告を申し上げます。

平成30年第2回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましてはお手元に配付しております報告書のとおりであります。全国学力テストの結果につきましてはご報告申し上げます。

資料ナンバー1をあわせてご参照願います。全国学力テストにつきましては、平成19年に全員参加方式で実施され、4回目となる22年から3割抽出方式に変更されましたが、25年からは全員参加方式で実施されております。本年度の調査につきましては、4月17日に小学校6年生と中学校3年生を対象に一斉に実施し、調査科目は国語、算数、数学及び3年ぶりに理科が実施されたところです。

本町の調査結果につきましては、近年徐々にではありますが、改善傾向にあり、昨年度の調査においては小中学校ともに全国との差が改善されたところであります。本年度の調査においては、小学校につきましては特に算数A、Bが全国平均を上回り、また中学校においては理科が全国平均を上回りましたが、数学A、Bにおいて再び差が広がってしまいました。その一方で、小学校では算数が平均を大きく上回ったことから、学校などによる地道な努力により学力の底上げが図られたものと考えております。教育委員会としては、8月2日、6日に各校長と面談をし、各学校に対し、今回のテストの結果を分析し、児童生徒に合わせた指導や放課後等に個別指導を実施して学力向上を行うように指示したところです。

また、学力テストにあわせて実施された児童生



いて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第20号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、上砂川町税条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、条例本文の読み上げについては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第20号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー2をごらん願います。初めに、改正の理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布され、これに準拠し規定している本町の税条例の関係条項を改正する必要が生じ、第2回臨時議会にて平成30年4月1日から施行される規定について専決処分報告し、承認をいただいたところですが、このたび平成30年10月1日以降に施行される規定について改正を行うものであります。

改正の主な内容でございますが、個人町民税に

つきましては平成33年から個人所得課税の見直しとして、給与所得控除、公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除を同額引き上げること、公助の上限となる収入額や控除額の見直しなどの規定をするものでございます。

たばこ税では、国と地方の配分比率1対1を維持した上で、表に記載のとおり平成30年、32年、33年の3段階で国と地方あわせて1本当たり1円ずつ、計3円引き上げるものでございます。また、過熱式たばこの課税方式の見直しとして、過熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品区分を踏まえた課税方式とするものでございます。

その他の改正といたしまして、平成32年度から大法人の法人町民税等に係る電子申告の義務化に係る規定、法律等の改正に係ります規定の整備を行うものであります。

なお、条例の改正箇所につきましては、資料ナンバー3の新旧対照表をご参照願います。

以上が改正の内容でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

### ◎議案第21号

○議長（大内兆春） 日程第8、議案第21号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第21号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとす

る。

提案理由といたしましては、北海道医療給付事業のレセプト化に伴い、乳幼児医療費の給付方法が変更されるため、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（大内兆春）** 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

**○副町長（林 智明）** それでは、ご指示によりまして、議案第21号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、本年8月から北海道が実施する北海道医療給付事業のレセプト併用化により、乳幼児等医療費の助成が現物給付に変更となることから、北海道医療給付事業に準拠している本条例の関係条項を改正するものであります。

本町においては、18歳までの子の医療費を無料化しておりますが、本年7月までは受診者が一旦自己負担分の医療費を医療機関等に支払い、領収書を町に提出し、後日町から自己負担分を口座に振り込む手続となっておりますが、このたびの改正により、受診者は道内の医療機関を受診する場合、窓口での支払いがなくなり、町へ手続に来る必要もなくなります。また、申請期間につきましても1年以内から2年以内に延長されることから、助成方法並びに申請期間の変更を行うものでございます。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、お手元に配付の資料ナンバー4の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に参ります。

上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例（平成6年上砂川町条例第29号）の一部を次のように

改正する。

第7条を次のように改める

（助成の方法及び申請期間）

第7条 前条の助成は、町長がその額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 町長は、特に必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、助成する額を保護者に対して支給することにより行うことができる。

3 町長は、第1項の規定による支払に関する事務を北海道社会保険診療報酬支払基金及び北海道国民健康保険団体連合会（以下「審査支払機関」という。）に委託することができる。

4 第1項及び第2項の申請期間は、受給資格者が医療を受けた日の属する月の末日の翌日から起算して2年以内とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

（上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正）

2 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成6年上砂川町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中「を除き、ひとり親家庭等の父にあっては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）」を「を除く。）」に改める。

以上でございます。

**○議長（大内兆春）** 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第22号

**○議長（大内兆春）** 日程第9、議案第22号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

**○町長（奥山光一）** ただいま上程されました議案第22号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算

(第3号)について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成30年度上砂川町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億1,280万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月19日提出

北海道上砂川町長 奥山 光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長(大内兆春) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、議案第22号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、13款国庫支出金235万円の追加で、2億4,366万7,000円となります。

2項国庫補助金235万円の追加で、9,411万6,000円となります。

14款道支出金50万円の追加で、1億2,790万1,000円となります。

2項道補助金50万円の追加で、2,289万9,000円となります。

17款繰入金100万円の追加で、1億6,100万円となります。

1項基金繰入金、同額であります。

18款諸収入28万4,000円の追加で、8,352万2,000円となります。

5項雑入28万4,000円の追加で、7,288万5,000円となります。

20款繰越金3,806万6,000円の追加で、8,772万1,

000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が4,220万円の追加で、35億1,280万円となります。

2、歳出、2款総務費784万8,000円の追加で、2億9,133万8,000円となります。

1項総務管理費542万8,000円の追加で、2億5,976万2,000円となります。

3項戸籍住民基本台帳費242万円の追加で、2,231万3,000円となります。

3款民生費1,822万2,000円の追加で、12億9,362万円となります。

1項社会福祉費120万円の追加で、6億3,554万2,000円となります。

2項児童福祉費1,500万円の追加で、6億5,546万8,000円となります。

3項生活保護費202万2,000円の追加で、237万円となります。

4款衛生費20万円の追加で、2億5,394万3,000円となります。

2項清掃費20万円の追加で、1億759万1,000円となります。

7款商工費425万円の追加で、4,903万9,000円となります。

1項商工費、同額であります。

8款土木費1,050万円の追加で、4億1,381万2,000円となります。

1項土木管理費1,050万円の追加で、1億3,508万5,000円となります。

10款教育費118万円の追加で、1億1,344万9,000円となります。

2項小学校費60万円の追加で、3,021万7,000円となります。

3項中学校費48万円の追加で、4,255万5,000円となります。

4項社会教育費10万円の追加で、869万4,000円となります。

歳出合計が4,220万円の追加で、35億1,280万円

となります。

事項別明細書7ページ、歳出でございます。3、歳出、2款1項1目一般管理費96万2,000円の追加は、国や道及び全国の地方公共団体を相互に接続し、情報の共有や高度利用を図るため運用された総合行政ネットワークL G W A Nが第4次システムへの設定変更が必要となるため、設計変更経費の計上であります。

2目文書広報費19万5,000円の追加で、543万2,000円となります。

資料ナンバー5をご参照願います。地デジ広報につきましては、テレビの地上デジタル放送のデータ放送を利用し、市町村単位で住民への情報伝達を素早く確実に行うことができるサービスで、UHB北海道文化放送が北海道150年パートナー事業として実施しており、リモコンのdボタンを押してアクセスすることができ、視聴者の利用料は無料で、現在6市町が放送を行っております。基本仕様は、情報件数3件。基本料金は、年間契約料金5万4,000円、基本サービス料金、月額3万2,400円となりますが、平成30年度は北海道150年事業のため年間契約料金は無料となっております。地デジ広報により期待される効果であります。本町は高齢者が多く、パソコンやスマートフォンを持っていない町民も多いため、災害や臨時休校などの緊急情報やイベント情報などのお知らせを地デジ広報からも情報を発信することで町民にタイムリーな町の情報を届けることが期待できるものであります。開始時期は、9月に使用テストを行い、10月に利用開始。費用につきましては、平成30年度は月額料金のみで19万4,400円、31年度以降は年間契約料5万4,000円、月額利用料38万8,800円、合計44万2,800円となるものであります。

予算書にお戻り願います。14節使用料及び賃借料に19万5,000円を計上するものであります。

5目財産管理費203万3,000円の追加は、水源公園にありますニジマスの稚魚小屋の屋根部分が破

損し、腐食が激しく、倒壊のおそれがあること、また台風21号によりはるにれ荘及び最終処分場の屋根部分が破損したため、修繕経費を計上するものであります。

8目交通安全対策費77万2,000円の追加は、高齢者運転免許証自主返納支援事業は6月定例会に関係予算を計上し、7月から開始しておりますが、当初対象者を12名と見込みましたが、8月末現在で19名の方が免許を返納し、今後もふえることが想定されることから、77万2,000円を追加するものであります。

9目諸費146万6,000円の追加は、障害者自立支援給付費の精算返還金の計上であります。

3項1目戸籍住民基本台帳費242万円の追加は、12節役務費7万円の計上は平成25年9月から中空知広域圏戸籍システム共同運用を行っており、5年経過に伴い、本システムの機器を更新するに当たり既存機器の処分経費を計上するもので、13節委託料235万円の計上は社会保障・税番号制度につきましてカードの記載印字場所の変更等に伴い、既存住基システム等の改修を行うものであります。

次ページであります。3款1項1目社会福祉総務費120万円の追加で、3億5,070万9,000円となります。

資料ナンバー6をご参照願います。在宅高齢者等除雪サービス事業につきましては、昨年の大雪も踏まえ拡充するもので、1の拡充内容につきましては、屋根は現行平家住宅のみですが、新たに戸建ての2階建て住宅まで拡充することとし、除雪回数につきましては現行門口除雪3回を門口5回まで拡充するものであります。2の除雪サービスの実施の流れですが、門口除雪と平家の屋根除雪は従来どおり随時受け付けで実施するもので、戸建ての2階建て住宅の屋根除雪につきましては高所作業車の借り上げの関係から実施期間及び申し込み期間を定め、予約受け付けで実施するものであります。3の自己負担であります。門口と

平家の屋根除雪は変更ありませんが、戸建ての2階建て住宅の屋根除雪につきましては非課税世帯3,000円、課税世帯7,000円に設定したところであります。

予算書にお戻り願います。13節委託料に120万円を計上するものであります。

2項3目認定こども園建設費1,500万円の追加は、平成31年4月に開園する認定こども園等複合施設において消耗品として450万円、初度備品購入費として1,050万円計上するものであります。

3項2目扶助費202万2,000円の追加で、236万円となります。

資料ナンバー7をご参照願います。高齢者等冬の生活支援事業の概要であります。これまで実施していた福祉燃料補助事業、年末慰問金支給、高齢者等福祉灯油助成事業の3制度を統合し、新たに高齢者等冬の生活支援事業を創設するもので、1の目的は、在宅で生活する高齢者や障害のある方で低所得の状況にある方に燃料費だけでなく幅広く利用できる冬の生活支援券を交付することにより、経済的負担の軽減等を図ることを目的としております。2の事業内容ですが、対象世帯は町民税非課税世帯で①から③に該当する方で、交付内容は5,000円分の生活支援券を役場福祉係窓口で交付することとし、周知方法につきましては11月号から2月号広報で記事を掲載し、周知するとともに、11月広報に申請書を兼ねたチラシを折り込むこととしております。

予算書にお戻り願います。11節需用費は支援券印刷費として2万2,000円、20節扶助費は高齢者支援事業として200万円計上するものであります。

4款2項2目じん芥処理費20万円の追加は、じん芥車の修繕費の計上であります。

7款1項1目商工振興費425万円の追加は、商工会議所が実施しておりますプレミアム商品券発行事業助成金で、商品券は例年同様1万2,000円の商品券を1万円で2,000セット販売するもので、販売時期は10月中旬を予定しており、住民周知に

つきましては10月号広報並びにPRチラシで行うこととし、割り増し分400万円と事務費分2分の1、25万円、合計425万円を計上するものであります。

8款1項1目土木総務費1,050万円の追加は、現在使用している現況図は平成9年度作成で20年以上経過していることから、災害分野、福祉分野等に有効に活用するため、更新するものであります。

10款2項1目学校管理費60万円の追加で、2,249万2,000円となります。

3項1目学校管理費48万円の追加で、3,362万円となります。

いずれも給食用冷蔵庫の更新経費の計上であります。

4項2目青少年対策費10万円の追加で、416万9,000円となります。

資料ナンバー8をご参照願います。上砂川町郷土芸能獅子神楽奉納100周年記念事業の概要であります。大正7年に山神社に獅子神楽が奉納され、本年100周年を迎えるに当たり、資料に記載のとおり記念祝賀会を11月4日に町民センターで開催する予定となっており、その他記録映像の作成も予定しておりますので、これらの事業に対し10万円助成するものであります。

予算書にお戻り願います。次に、5ページ、歳入であります。2、歳入、13款2項1目総務費補助金235万円の追加で、267万4,000円となります。歳出同額を計上するものであります。

14款2項2目民生費補助金50万円の追加は、高齢者等冬の生活支援券交付事業が地域づくり交付金の対象となったことから、歳出200万円の4分の1、50万円を計上するものであります。

17款1項1目基金繰入金100万円の追加は、認定こども園と児童館の図書購入分として100万円、ふるさとづくり基金から繰り入れするものであります。

18款5項5目雑入28万4,000円の追加は、在宅

高齢者除雪サービスの拡充分の自己負担分を計上するものであります。

20款1項1目繰越金3,806万6,000円の追加は、前年度繰越金を充当し、収支の均衡を図るものであります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

#### ◎認定第1号 認定第2号

○議長（大内兆春） 日程第10、認定第1号及び日程第11、認定第2号については関連がございますので、一括議題とし、提案理由及び内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成29年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、認定第2号 平成29年度上砂川町水道事業会計決算認定について一括議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました認定第1号及び認定第2号について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

初めに、認定第1号 平成29年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について。

平成29年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

次に、認定第2号 平成29年度上砂川町水道事業会計決算認定について。

平成29年度上砂川町水道事業会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、認定第1号及び第2号について内容の説明をいたします。

お手元に配付しております平成29年度上砂川町各会計決算の概要を読み上げ、説明とさせていただきます。

1ページをお開き願います。平成29年度一般会計予算は、第7期総合計画に基づき経費の縮減を図りつつ、限られた財源の有効かつ効率的運用により、本町の重要課題であります定住対策や子育て支援事業及び高齢者対策などに重点を置き、将来にわたり安心して暮らせる町づくりに向けた予算編成を行ったところであります。平成29年度においても特別職の人件費を町長18%、副町長、教育長10%の削減を継続したところであります。積立金（基金）につきましても、経費の効率的運用や地方創生費補助金等の活用により、対前年度末比較5,800万円ほどの基金積み立てが増額となり、平成29年度末基金残高は約25億4,000万円ほどとなったところであります。

一般会計での主な歳入歳出の状況であります。歳入につきましても、町税で前年度対比374万8,000円減の1億7,465万6,000円、地方交付税は前年度対比3,422万9,000円減の17億4,756万9,000円、国庫支出金は地方創生費補助金対象事業及び臨時

福祉給付金給付事業の減収により前年度対比2,151万3,000円減の2億1,483万1,000円、繰入金は本年度は教育施設整備基金から中央小学校大規模改修事業の財源として1億30万円を繰り入れし、ふるさとづくり基金から防災テント購入として900万円を繰り入れしたところであります。前年度において財政調整基金、産業振興基金及び減債基金から繰り入れた繰入額との相殺により前年度対比8億6,003万8,000円減の1億930万円、町債は消防庁舎建設事業及び災害復旧事業減収により前年度対比1,896万7,000円減の3億1,659万7,000円となり、歳入総額で31億8,272万8,000円の決算となっております。

次に、歳出であります。人件費で前年度の退職手当組合負担金の精算による減等のため前年度対比2,296万4,000円減の5億5,045万6,000円、扶助費で障害者自立支援医療費等の増額により前年度対比78万3,000円増の3億2,397万9,000円、補助費等で上砂川地区保健衛生組合負担金などの増額により前年度対比854万6,000円増の4億7,528万5,000円、繰出金で下水道会計繰出金等の増額により前年度対比2,246万8,000円増の3億7,115万5,000円、投資的経費で中央小学校大規模改修事業や多世代交流拠点施設建設事業の増により前年度対比5,159万2,000円増の4億4,010万6,000円となり、歳出総額で30億8,589万円の決算で、歳入歳出差し引きの実質収支は9,683万8,000円となるものであります。

財政構造の分析を行う上で重要な経常収支比率につきましては、平成28年度で臨時財政対策債を含め80.2%でしたが、平成29年度では1.1ポイント増の81.3%となりました。これは、歳入において普通交付税の交付額が前年度比較2,798万7,000円の減額交付となりましたことから、交付税への依存割合が高い当町としてはその動向による影響が大きく反映されております。

財政力指数につきましては、過去3カ年平均で11.9%と自主財源の割合が低く、地方交付税など

依存財源に委ねている状況にあり、依然として厳しい財政運営となっております。

次に、各特別会計であります。各特別会計の決算状況は、財政法上のルールによる繰入金のほか、収支不足が生じた会計につきましては例年同様一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っていることから、平成29年度決算におきましても赤字の特別会計は生じぬ状況となっております。

各会計の決算は、次のとおりとなっております。各会計決算額の表であります。一般会計では、歳入が31億8,272万8,000円、歳出で30億8,589万円となり、差し引き9,683万8,000円。特別会計であります。4特別会計合計で歳入が7億732万6,000円、歳出で7億730万7,000円となり、1万9,000円となるもので、全会計の合計で38億9,005万4,000円の歳入に対し、37億9,319万7,000円の歳出で、差し引き9,685万7,000円となったところであります。

なお、3ページ、4ページは各会計決算の主な内容をまとめておりますので、後ほどごらんいただきたくお願い申し上げます、説明といたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で認定第1号及び認定第2号についての提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎決算特別委員会設置及び付託について

○議長（大内兆春） 日程第12、決算特別委員会設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案がありました認定第1号 平成29年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定並びに認定第2号 平成29年度上砂川町水道事業会計決算認定について、委員会条例の規定に基づき、定数7名で構成する決算特別委員会を設置いたしまして、閉会中の継続審査も含めこれに付託し、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号及び認定第2号については、7名で構成する決算特別委員会を設置いたしまして、閉会中の継続審査も含めこれに付託することに決定しました。

次に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例の規定により議長より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

本決算特別委員会の委員につきましては、議長と議選の監査委員であります堀内議員を除く全議員を指名いたします。

なお、本決算特別委員会の正副委員長につきましては、申し合わせにより総務文教常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、委員長には吉川総務文教委員長、副委員長には越前総務文教副委員長を指名いたします。

お諮りいたします。本決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、本決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与することに決定いたしました。

なお、各会計の決算の資料につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご参照願います。また、決算特別委員会にはこれらの資料等を利用しますので、お忘れないように持参願いたいと思います。

---

#### ◎報告第4号

○議長（大内兆春） 日程第13、報告第4号 平成29年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について議題といたします。

報告の理由を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第4号 平成29年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成29年度決算により算出した財政健全化判断比率等の暫定値を監査委員の審査意見を付して次のとおり報告するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願います。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、報告第4号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー9をごらん願います。財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告をするものであります。

各指標の内容であります。初めに、実質赤字比率ですが、本町の場合は一般会計に係るもので、会計での実質収支は9,683万8,000円の黒字決算となっていることから、赤字比率はゼロとなっております。

次に、連結実質赤字比率ですが、各特別会計で赤字決算をしていないことから、連結実質赤字比率についてもゼロとなっております。

実質公債費比率ですが、公債費等に係る一般財源額減によりまして、前年度より1.4ポイント減の8.9%となる見込みであります。

将来負担比率については、全会計に係る公債費残高の減少及び充当可能基金の増加によりまして、前年度同様ゼロとなる見込みであります。

資金不足比率につきましては、下水道事業会計

と水道事業会計の2会計に係るもので、両会計とも資金不足が生じていないことから、資金不足比率はゼロとなっています。

本町の健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、全て国の示す基準以下となっておりますが、今後も人口減少等による自主財源の減少や地方交付税の減収が想定されますことから、引き続きこれらの比率を注視しながら財政運営を行ってまいります。

以上、内容の説明とさせていただきますが、このたびの報告は今後国や北海道との協議等により比率が変更となることもあるため、暫定値としての報告であり、住民に対する公表につきましては例年同様町広報及びホームページにて行うこととしております。なお、総務省におきましては10月上旬にこの暫定値の公表を行う予定となっております。確定値につきましては11月下旬から12月上旬に公表が行われる予定となっておりますことを申し添え、報告とさせていただきます。

それでは、本文に参ります。1、財政健全化判断比率（暫定値）。単位はパーセントでございます。区分、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率。上砂川町の比率、0.00、0.00、8.9、0.00。早期健全化基準、15.0、20.0、25.0、350.0。財政再生基準、20.0、30.0、35.0。

2、資金不足比率（暫定値）。単位はパーセントでございます。特別会計の名称、資金不足比率、経営健全化基準。下水道事業特別会計、0.00、20.0。水道事業会計、0.00、20.0。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で報告理由並びに内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

したがって、報告第4号 平成29年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告については、報告済みといたします。

---

#### ◎休会について

○議長（大内兆春） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日20日は休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、明日20日は休会することに決定いたしました。

なお、休会中については常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。

また、21日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方お願いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大内兆春） 本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（散会 午前11時02分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 横 溝 一 成

平成 30 年

## 上砂川町議会第3回定例会会議録（第2日）

9月21日（金曜日）午前10時00分 開議  
午前10時45分 閉会

### ○議事日程 第2号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第20号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第21号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第22号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）  
※ 議案第20号～第22号は、質疑・討論・採決とする。
- 第 9 調査第3号 所管事務調査について
- 第10 派遣第2号 議員派遣承認について

### ○会議録署名議員

6番 堀内哲夫  
7番 横溝一成

### ◎開議の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成30年第3回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

### ◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、堀内議員、7番、横溝議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

### ◎一般質問

○議長（大内兆春） 日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

### ◇ 高橋成和 議員

○議長（大内兆春） 8番、高橋副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（高橋成和） 平成30年第3回定例会に当たり、通告しております子育て支援の今後の動向について伺います。

平成27年に、本町は町内各団体の代表者を集め、上砂川町総合戦略を策定いたしました。その中で総合戦略の42ページと44ページにおいて、策定委員会の意見の中で将来に向けて病児保育の実施と児童館の充実という今後の検討課題がございました。本町は、一番の課題である人口減少問題を重点的に考え、これまで若年層世帯の町外への転出を防ぎ、新たに定住させるために、医療費の無償化、保育料の独自軽減、給食費の主食代の無償化など保育園のサービスの拡充を行い、他の自治体

と比べて子育てにおいては恵まれた環境にあると思いますが、病児保育については、今の社会情勢にもあるとおり、共稼ぎやひとり親家庭など核家族化に拍車がかかり、本町だけではなく全国的な課題であり、社会全体で理解し、雇用する企業側も大半において体制整備が確立していない現状でございます。

2年前、本町は総合戦略と並行して、まちの賑わい創出プロジェクトにおいてシングルマザーの就業維持を目的にPR動画を作成した経緯があることから、将来に向けて町内在住の対象世帯と移住者に向けてのよりよい支援体制ができればと思いますが、2点質問させていただきます。

病児保育についてですが、近隣自治体においては病院内で保育士が対応し、病児保育、病後児保育を行っているところはありますが、病状によって預かりの基準も複雑となっており、ハードルも高く、人数に制限があるため、自治体間において提携を結ぶには困難な状況なのかと感じております。保護者からは、町内の診療所内の1室を借りて子供を預ける場所ができればと要望がありますが、病児を預けるというのは簡単なものではないですし、これからにおいても大きな課題となるのではないかなと感じております。さきに申し上げましたが、本町は既に子育ての支援策を多数行っており、独自で事業を実施するには環境整備にも相当な費用がかかりますし、国においてもしっかりとした制度がないため、病児保育を行うのは困難なのだと思います。

質問の1点目でございますが、病児保育についてはこれから広域で考えていく必要があると感じますし、中空知定住自立圏の会議体の中で体制づくりや制度を考えていかなければならないと感じておりますが、町として現時点での保護者へのサポート体制の取り組みや近隣自治体との病児保育、病後児保育の提携も含め今後の動向について伺いたします。

質問の2点目、児童館の充実についてですが、

来年4月から認定こども園に併設され、児童館を運営していくこととなっており、保護者にとっては完成が待ち遠しく、建物が新しくなり、利便性がよくなるので、大変喜ばしいことと感じております。これまで議会においても平面プランの説明や各部屋の間取りについての説明がございましたが、今後認定こども園と児童館が併設することによりソフト面においてさまざまなメリットがあると考えられます。これまでとは違う新たな特色や職員の配置も含め、施設全体における運営形態について伺いたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大内兆春） ただいまの8番、高橋副議長の質問に対し、答弁を求めてまいります。山崎福祉課長。

○福祉課長（山崎数浩） 8番、高橋議員のご質問、子育て支援についてお答えいたします。

初めに、1点目のご質問、病児保育、病後児保育についてであります。病児、病後児保育とは、児童が病気やけがのとき、就労などのため保護者が家庭で保育できない場合に保護者にかわり一時的に保育をし、子育てと就労の両立支援を目的として行う事業であり、近隣においては砂川市、滝川市がこの事業を行っております。議員ご指摘のように、病児、病後児をお預かりすることは、専用の施設やスペース、対応する看護師等の専門職の配置のほか、施設の環境整備を図る必要があります。しかし、その一方、上砂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略での策定委員会、部会での意見にもありますように、共稼ぎ世帯等が増加する中で保護者の皆様からのニーズがあることも承知しておりますが、町単独での実施につきましては大変厳しい状況にあります。

近隣自治体との連携につきましては、中空知定住自立圏構想の中では協議されておりましたが、現在砂川市において砂川市立病院内で病児、病後児保育を実施しておりますので、子ども通園センターの広域連携と同様に広域での利用について手

法や実施の可否について検討してまいります。

また、現時点において保護者へのサポートの一助となるよう、来年4月開園の認定こども園におきまして一定のルールのもと、投薬に対応する予定となっておりますことを申し添えます。

2点目の児童館の充実につきましては、平成30年第2回定例会の質疑の中でご説明申し上げたところではございますが、新しい児童館には図書室、遊戯室、創作活動室を配置し、利用する児童が勉強や読書など思い思いの過ごし方ができるようになっており、特に遊戯室につきましては、従来の児童館には運動スペースがなく、冬期間の運動不足が指摘されていたことから、専用の遊戯室を確保することで一年を通して伸び伸びと過ごすことが可能となり、遊戯室を移動パーティションで仕切ることで生まれる集会室の活用方法として習い事等を実施することにつきまして検討しているところでございます。また、現在の児童館は野外スペースが狭く、野外で遊ぶことはできませんでしたが、新たな施設は野外スペースが広くとられていることから、野外で元気に遊ぶことも可能となります。

職員の配置につきましても、認定こども園と一体となることで職員の配置も充実することができ、子供が安心、安全に過ごせる体制の構築に資するものと考えております。今後においても児童厚生員と協議しながら、どのようなことができるのか、児童のニーズに沿った事業等を都度検討していきたいと考えておりますことを申し上げ、答弁といたします。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○副議長（高橋成和） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

---

◇ 小 澤 一 文 議 員

○議長（大内兆春） 次、1番、小澤議員、ご登

壇の上ご発言願います

○1番（小澤一文） 初めに、9月6日未明に発生しました北海道胆振東部地震でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された関係者の皆様方にお見舞いを申し上げます。

このたびの地震は、道内で初めて最大震度7が観測され、道央を中心に広い範囲において甚大な被害をもたらしました。また、道内にある6カ所の火力発電所が運転を停止し、全戸停電を余儀なくされ、町民はこの対応に大変にご苦労されたのではないのでしょうか。

こうした中、テレビ、ラジオ、電話が使用できず、自由に情報を得ることができない町民は広報車からの情報を必要としていたのではないのでしょうか。また、広報車は単に情報を伝えるだけでなく、町民に安心感を届けられる大きな効果があります。広報車の活動は、無用な混乱を防ぐなど、とても重要な役割を担っています。だからこそ、皆が大変なときほど可能な限り速やか情報を伝えること、また場所によっては声が聞きづらい地域もありますので、ゆっくりと細かく回るなどの工夫をする必要があります。ゆっくりと細かく回ることで多くの時間を要し、公務に支障があるとしたならば、広報車をふやすなどの対応を要望しますが、見解を求めます。災害は、いつ起こるかわかりません。町民の皆様には、ぜひ我が家の防災対策は本当に大丈夫か、いま一度確かめていただきたいと思います。

次、受動喫煙防止策について質問します。他人が吸うたばこの煙にさらされる受動喫煙を防ぐ対策を強化する改正健康増進法がさきの通常国会で成立しました。多くの人が利用する施設の屋内が原則禁煙となり、飲食店などは屋内原則禁煙、学校、病院は敷地内原則禁煙とし、一部例外規定を設けてありますが、違反者には罰則が設けられました。今後段階的に施行し、2020年4月には全面施行となっています。

北海道は喫煙率が高く、特に肺がんを患う人が多いということです。今国内での受動喫煙による死亡者数は年間約1万5,000人に上ると推計されています。この数は、交通事故死亡者数の約4倍に当たります。今私たちは、受動喫煙を防ぐとともに、受動喫煙の健康への影響を理解することが重要となっています。特に子供たちや妊婦の方を受動喫煙から守っていくことが強く求められています。

さて、セイコーマート上砂川店の店外設置の喫煙場所の付近には、平日、小学生の登下校時間、7時から8時30分、15時から16時30分は喫煙をご遠慮くださいといったステッカーが張ってあります。受動喫煙から子供たちを守ろうと、小さなステッカーは大人の責任を強く訴えているようです。一企業の取り組みではありますが、大いに賛同するものです。一方、本町第5期保険計画中間評価によると、本町の成人の喫煙率は高く、喫煙の減少率は国、道が示した目標値に達しておらず、中間評価では環境からの受動喫煙対策が今後も求められますとありました。本町では、小学校高学年で喫煙防止教室を開催し、早くから喫煙に対する教育に取り組んでいます。また、新たに若年者健診での喫煙による影響についての情報提供などの対策にも順次取り組むことになっているようです。その上で喫煙率の減少を達成するためには、とりわけ本町の受動喫煙防止策が大人も子供も、喫煙する人もしない人も、多くの町民が身近に感じられる環境にあることが必要です。それは、前段のセイコーマートが取り組んでいる平日登下校時間の禁煙のお願いとあるような限定的ではあっても、より具体的で実現可能な取り組みを町民の理解と協力を得て進めるべきであると考えからです。それは、例えば交通安全運動のように、いつも皆が自然な形で取り組める運動になることです。

道は、受動喫煙防止条例の制定を見送りました。もちろん私たちには今後の対応を道の条例の制定

を待ってからという選択もあります。しかしながら、今私たちができる受動喫煙防止運動を考え、早期に取り組むことはとても大切で、必要なことであると考えます。さらに、厚生労働省が残留たばこ成分と定義をし、医学的に3次喫煙と呼ばれる喫煙者の喫煙後の呼気や衣服からのたばこ臭が今新たな課題になりつつあると懸念されています。ついては、これらの点を踏まえ、本町はこれからの受動喫煙防止策についてどう考えておられるのか見解をお伺いします。

最後に、がん教育についてお尋ねします。文部科学省は、がん教育の基本的視点を命の大切さを育むがん教育としています。がん教育の目標を1、がんに関して正しく理解できるように、2、命の大切さについて考える態度を育成するとしています。がんは日本人の2人に1人がかかる国民病であり、死亡原因の1位です。しかも、がんの死亡者数はふえ続けており、またがんに対する理解が根本的に不足しているとも言われています。こうした観点からも、子供たちが早くからがん教育の基本的視点を学ぶことはとても極めて有効ではないかと考えます。がん教育に先進的に取り組んでいる自治体には、学校単独ではなく、外部講師を招いていわゆる出前授業を積極的に実施しているところも多くあるようです。外部講師との交流を通して子供たちが命の大切さを考えるとの教育的効果は大きいと期待されています。また、一方では、学習指導要領の改訂で中学、高校のがん教育はかなり充実するとも伺っています。

そこで、本町のがん教育実施の現状と今後の取り組みについてお尋ねをして質問を終わります。

○議長（大内兆春） ただいまの1番、小澤議員の質問に対し、順次答弁を求めてまいります。初めに、米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） 1番、小澤議員の1件目のご質問、防災対策、広報車の活用についてお答えいたします。

初めに、このたびの地震災害においては、胆振

管内を初め、広範囲において甚大な被害をもたらし、とうとい人命が失われ、今もなお復旧のめどが立たずにいる地域の方々へ謹んでお見舞いを申し上げます。

このたびの震災においては、町長行政報告で述べましたとおり、9月6日午前3時8分ごろに地震が発生し、本町においては震度3を観測し、ほぼ同時に町内全域で停電が発生し、長時間にわたり不自由な生活を余儀なくされました。町においては、全町の被災状況の把握のため車両による巡回を行い、あわせて住民の避難を第一に考え、暗いうちは避け、日の出を待って行動できるよう、耐震施設の町民センター、中央ふれあいセンター、鶉本町生活館の3カ所の避難所開設に向け準備を進め、午前7時に開設、広報車両により全町アナウンスで自主避難を呼びかけたところです。

災害時における広報車は、議員ご質問で述べられていますように住民に安心を与え、必要な情報を正確に伝えることが第一の目的であり、このたびにおいても住民に対し伝達すべき情報があれば都度広報車でお知らせする体制は整えていたものの、長時間にわたる停電の影響により関係機関から町に対して情報伝達がないことから、広報にまで至らなかったところでもあります。そのような状況下、災害弱者である要支援者と認知症者合わせて61人について職員により安否確認を電話もしくは戸別訪問して行った結果全員の無事を確認し、また在宅でバッテリーにより医療機器を使用している方1名について、電気の復旧のめどが立たないことから、消防と連携して砂川市立病院へ搬送しております。

議員ご指摘の広報車の声が聞き取りにくいとの点につきましては、スピーカーの適切な音量調整やゆっくりと、かつ明瞭な発声、また車の速度を十分落とし、特に民家の密集地では要所所で停車しながら繰り返し丁寧なアナウンスに当たるよう、災害広報のたびに担当する職員へ指導に当たっており、今後においてもさらに徹底することで、

単に車両の台数ではなく、こうした技量の向上にも努めることで聞き取りやすい広報活動を行ってまいります。

今後においても、災害時正しく迅速でわかりやすい情報を伝達することで住民の不安を取り除き、安心感を与える広報活動に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（大内兆春） 次に、山崎福祉課長。

○福祉課長（山崎数浩） 1番、小澤議員の2件目のご質問、受動喫煙防止策についてお答えします。

初めに、国では平成15年以来、健康増進法により多数の者が利用する施設を管理する者に受動喫煙の防止措置を講じる努力義務が設けられ、これまで一定の成果を上げております。しかし、依然として多くの国民がこうした施設において受動喫煙を経験している状況にあることから、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを一つの契機として、国民の健康増進を一層図るためには受動喫煙対策をさらに強化していくことが必要であり、望まない受動喫煙の防止を図る観点から、このたび健康増進法の一部が改正されたところでもあります。改正の趣旨につきましては、1点目、望まない受動喫煙をなくすこと、2点目、受動喫煙による健康影響が大きい子供、患者に特に配慮すること、3点目、施設の種類、場所ごとに対策を実施するとの3点となっており、今後施設の種類、場所に依じて2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行することとなっております。

本町では、既に法改正前から役場等の公共施設の建物内、学校においては敷地内を全面禁煙とするなど受動喫煙防止に努めております。北海道の喫煙率につきましては、平成30年の日本たばこ産業株式会社の調査では男女とも全国1位となっております。本町は、住民の生活習慣から喫煙者が多い特徴がありますが、徐々に喫煙率は減少し、全

道平均より低い状況となっております。また、本町の妊婦、乳児のいる家庭での喫煙、受動喫煙の状況は、平成29年度の妊婦喫煙者はなく、乳児のいる家庭での喫煙率は平成26年度は92.3%でしたが、年々減少し、平成29年度は33.3%と約3分の1まで減少しております。子育て世代を中心に喫煙に対する意識の変化が見られますが、望まない受動喫煙を防止するためには喫煙による影響についての情報提供や健康指導、環境整備を軸とした受動喫煙対策が必要なことから、本町としても改正の趣旨を踏まえて順次できることから実施していきたいと考えておりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（大内兆春） 次に、斉藤教育次長。

○教育次長（斉藤琢也） 次に、小澤議員の3件目のご質問、がん教育についてお答えいたします。

がん教育につきまして、文部科学省におきましては平成24年に政府の第2期がん対策推進基本計画等を踏まえ、平成27年3月に「がん教育」の在り方に関する検討会を設けたところでございます。この中で、子供たちに対するがん教育の目標として、がんについて正しく理解することができるようにすることと健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにすることとしております。これらを受け、文部科学省では平成33年度から実施される中学校の新学習指導要領において、保健体育の授業でがんについても取り扱うものとする明記されたところでございます。

議員ご質問のがん教育実施の現状についてであります。本町の小中学校におきましては、小学校では6年生、中学校では3年生の保健体育の教科書の中に基本的な知識の記述があり、それに基づいて授業を行っているところであり、特段がんの特化した授業は行っていない現状にあります。なお、本町では福祉課保健予防係におきまして平成23年度から小学校5、6年生を対象にたばこの有害性について喫煙防止教室を隔年で実施しており、がんの主な原因として喫煙も挙げられている

ことを考えますと、がん教育に特化したものではないかもしれませんが、子供たちのがんに対する意識をつけさせられるものと考えております。

国では、がんという専門性の高さを鑑みて、新学習指導要領に対応できるよう、がんの専門家の確保、教員や外部講師向けの研修機会の充実を挙げておりますが、現時点では具体的な内容は明らかになっていないところですので、その動向を注視しながら、がん教育の授業についてはPTA、教育委員会、その他関係機関など、ともに連携しながら新学習指導要領に対応した授業の展開を考えていくことといたします。なお、子供たちの中には家族のがんを患っている方や、またがんにより亡くなった家族がいる場合などが考えられることから、一定程度の配慮も必要と考えるところでございます。

いずれにいたしましても、議員のご質問のとおり、がんを理解する上でも健康維持の観点からも子供のうちから教育していくことは重要と考えますので、新学習指導要領に基づいたがんについて正しく理解することができるようにするとともに健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにするという授業が行えるよう、教育委員会としても協力や情報提供を行い、場合によってはPTAに対する啓発等もあわせて考えていくことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○1番（小澤一文） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

---

◇ 吉川 洋 議員

○議長（大内兆春） 次に、4番、吉川議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（吉川 洋） 第3回定例会において、通告に従い、災害時の避難施設及び防災関係の対応について質問いたします。

初めに、このたびの胆振東部地震において亡くなられた方々に心よりお悔やみ申し上げます。また、被災された皆様方の生活が一日も早く復興されますことを心よりお祈りを申し上げ、お見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、このたびの震災においては、当町では建物被害や人的被害もなく、心より安堵をしているところであります。がしかし、地震発生直後火力発電所の故障により全道全域が停電となり、一瞬にして生活基盤を揺るがす事態となりました。6日の未明から長いところは43時間という長時間停電となりました。町の対応もいち早く、耐震施設である町民センター、ふれあいセンター、鶉本町生活館の3カ所を避難所として設置をして、町民に対し素早い対応をしたところは評価をするところであります。しかしながら、残念なことに開設時間が午後6時までと短く、電気の来ない住民にとっては不安な一夜を過ごしたものと思うところであり、もう少し時間を長くしていただけたらと思うところでもありました。

町としましても飲料水、食料等については一定程度の備蓄はしているものと思っておりますが、今後このような長時間の停電対応のため、避難所指定の施設においては発電機並びに消費電量の少ないLED照明、簡易暖房等の常設が必要と考えるところです。今後の対応についてどのようにお考えかお尋ねをいたします。

次に、災害時住民へ適切な情報を伝える手段として一般的には防災無線がありますが、当町においてはそれらの設備もなく、今回は停電のため、なかなかテレビ等からの情報が届かず、不安な気持ちを持った町民もおられたことと思います。そこで、先ほどの防災無線ですが、現在はコミュニティーFM等を活用して防災無線の役割を担う方法もあると聞いております。また、設置経費も防災無線より場合によっては安く済む場合もあるようです。今すぐには難しいと思っておりますが、今後の災害時の正確な情報伝達ツールとして、まちの駅

ふらっと等に局の設置を考えてみることも方法の一つと考えますが、町としてのご検討を強くお願いをいたしまして質問といたします。

○議長（大内兆春） ただいまの4番、吉川議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） 4番、吉川議員のご質問、災害時の避難施設及び防災関係の対応についてお答えいたします。

初めに、このたびの震災に当たっての避難所の開設、運営につきましては、町長行政報告及び小澤議員の答弁でも触れましたが、地震発生当日の午前7時に町内3カ所に開設し、それぞれ職員2名を配置し、自主避難者の受け入れに備えたところです。日の暮れる午後6時の時点において中央ふれあいセンター、鶉本町生活館は避難者がおらず、停電による安全確保や夜間の避難行動は極力避けるという災害対応の原則を踏まえ、季節的な日照時間や暖房の要、不要、避難者の動向を見きわめた上で2カ所を閉鎖し、以降は電気が復旧されている町民センター1カ所にまとめ、職員2名体制で6日と7日の2日間対応に当たったものであります。

次に、避難所施設における発電機等の設備であります。平成23年の東日本の震災以降、避難所で季節を問わず必要と思われる備蓄品を年次で整備してきており、ご質問にあります飲料水、非常食を初め、発電機は小型、中型合わせまして12台、あんどん型の投光器を5台、また電気を使用しない石油ストーブを7台、既に整備しており、いつでも使えるよう備えており、日ごろの管理や動作点検のほか、災害時には必要な避難所へ必要な台数を重点的に配備する臨機応変な対応が求められますことから、役場で一元的に保管管理をしており、今後においても引き続き必要な整備を図ってまいります。

次に、防災無線にかわるコミュニティーFMの活用でございますが、ご質問にありますように、

防災情報提供のツールとして活用が期待されますが、ご承知のとおりコミュニティFMの開局は出資を伴う経営母体が資金計画や経営の見通しを立て、設備や無線従事者の有資格者を含め、総務省に対し放送局開設の免許申請と検査、認可を要するものであります。また、連日放送の義務はないものの、災害放送以外、平時では独自性を持った番組制作が求められ、放送番組の編集も別途設置が必要な番組審議機関に諮問し、都度答申を得ながら運営するという一放送局としての高い公共性が求められます。

コミュニティFMに与えられる一般的な送信出力は20ワットと小さく制限されており、町内全域をカバーするには本町では地形的な課題や経費的、人的課題もあり、現段階では難しいものと考えますが、情報伝達の重要性は十分認識しており、当面はこれまでどおり広報車で対応いたしますが、貴重なご提言として検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○4番（吉川 洋） ありません。ありがとうございました。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

---

◇ 伊 藤 充 章 議 員

○議長（大内兆春） 次、3番、伊藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（伊藤充章） 平成30年第3回定例会、既に通告いたしましたお達者クラブ、いわゆる足若の日の福祉バスふれあい号による送迎サービス時の相乗りについて伺います。

現在健康づくり施策の一環として、パンケの湯においてお達者クラブ、いわゆる足若の日が開催されております。この参加者に向けて福祉バスふれあい号にて送迎サービスが行われております

が、このとき一緒に診療所並びに奥沢パークゴルフ場を利用する方に限りバスと一緒に相乗りすることはできないでしょうか。特に奥沢パークゴルフ場については、公共交通がなく、自家用車がないとほぼ利用は不可能というのが現実であります。

地域公共交通会議においてその実現に向けての協議が進んでおりますところ、またバスやタクシー事業者との兼ね合い、さらには法令等、クリアしなければいけない課題が多々あることとは思うのですが、診療所や奥沢パークゴルフ場利用者の利便性が向上し、健康の維持、増進にもつながると考えます。このことにつきまして町としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（大内兆春） ただいまの3番、伊藤議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。浅利企画課長。

○企画課長（浅利基行） 3番、伊藤議員のご質問、お達者クラブ、足若の日の福祉バスふれあい号による送迎サービス時の相乗りについてお答えいたします。

お達者クラブ、足若の日につきましては、毎月第1、第3水曜日に開催され、参加者につきましては29名の方が登録されており、1回当たりの平均で17名の方が参加し、転倒予防体操などを行っております。また、送迎バスにつきましては、迎いの便は朝9時30分に鶉を出発し、帰りの便は12時30分に温泉を出発しており、参加者のほぼ全員が利用しております。

伊藤議員ご質問の送迎サービス時の相乗りにより診療所、パークゴルフ場への送迎についてありますが、診療所につきましては中央バス上砂川線のルートにあることから、ふれあい号での降車場所としてはバス路線と競合することから、地域公共交通会議で合意を得られなければならず、パークゴルフ場につきましてはパークゴルフ連盟の方が乗り合いで行っていることや帰りの便が12時30分であることから、利用者にとっては早過ぎる

時間であるとの声もあり、ふれあい号による相乗り送迎は難しいと考えるところであります。

第1回の地域公共交通会議で運行計画素案で降車場所につきまして役場、温泉、診療所など8カ所ほどの降車場所を考えておりますことから、今後の会議においてパークゴルフ場についても検討してまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○3番（伊藤充章） 地域公共交通会議において降車場所の一つとしてお考えということでございますので、その実現をお願いしまして、要望させていただきます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

---

◎議案第20号 議案第21号 議案第22号

○議長（大内兆春） 日程第3、議案第20号から日程第5、議案第22号については既に提案理由並びに内容の説明が終了いたしておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第20号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第20号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第21号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第21号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第22号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第22号について採決をいたしま

す。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定いたしました。

---

◎調査第3号

○議長（大内兆春） 日程第6、調査第3号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員長から会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査についての申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

---

◎派遣第2号

○議長（大内兆春） 日程第7、派遣第2号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（大内兆春） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、平成30年第3回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

（閉会 午前10時45分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 横 溝 一 成